

業務別特記仕様書

① 放課後児童クラブ運営管理業務

1 業務場所	森放課後児童クラブ、飯田放課後児童クラブ、宮園放課後児童クラブ						
2 勤務日	平日、土曜日、学校長期休業中 年間 287 日予定（小学校の定める教育課程により変動する場合有） ※土曜日利用がない日は除く。						
3 休日	日曜日・国民の祝日、お盆休み（8 月 12 日～8 月 16 日）、 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）						
4 業務時間	開所時間 登校日 放課後～18 時 00 分 土曜日及び学校長期休業中 8 時 00 分～18 時 00 分 ※町が特に必要と認めるときは、これを変更する場合がある。 ※児童の早帰りや振替休日による開設時間はこの限りではない。						
5 配置基準	支援員は、支援単位ごとに常時 2 人以上とし、利用児童数に応じて配置を行うこと。ただし、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ・森放課後児童クラブ 3 単位（3 箇所） ・飯田放課後児童クラブ 2 単位（2 箇所）（令和 8 年度追加） ・宮園放課後児童クラブ 2 単位（2 箇所） 【配置基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援単位ごとの利用児童数</th><th>支援員等配置人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 人以下</td><td>2 人以上</td></tr> <tr> <td>41 人以上</td><td>3 人以上</td></tr> </tbody> </table> ※利用児童数が少ない時間帯及び曜日については、支援員等の配置人数を少なくすることができる。ただし、最低 2 名以上は配置すること。 ※特別な支援を必要とする児童に対応する必要がある場合やその他特別な事情がある場合には、町と協議の上、必要に応じて支援員等を加配するものとする。 支援員：放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たした上で研修を受講し、認定を受けた者 補助員：放課後健全育成事業を理解し、意欲のある者	支援単位ごとの利用児童数	支援員等配置人数	40 人以下	2 人以上	41 人以上	3 人以上
支援単位ごとの利用児童数	支援員等配置人数						
40 人以下	2 人以上						
41 人以上	3 人以上						
6 業務内容	○児童の育成支援に関すること ・児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための支援 ・児童の自主性、社会性及び創造性の向上に関する支援						

	・児童の基本的な生活習慣や学習習慣を確立させる支援 ・児童の様子及び育成支援に関する記録、申し送り事項の確認、共有 ・会議、打合せ等による支援内容の検討及び情報共有 ○運営に関すること ・実績報告書、指導日誌等の作成及び報告 ・利用者説明会の実施 ・保護者宛て文書の作成、印刷、配布及び配信 ・保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ・保護者の相談・面談等への対応 ・けが、事故等の発生時における初期対応、保護者への連絡及び町への報告 ・おやつ提供及びおやつ代の徴収 ・学校等との連携、情報交換 ○職員に関すること ・支援員及び補助員の募集、採用及び配置 ・支援員及び補助員の労務管理 ・支援員及び補助員に対する指導及び助言 ・支援員及び補助員の資質向上を図るための研修の実施 ○施設管理に関すること ・施設及び附属設備の適正かつ安全な管理及び使用 ・備品の管理、軽微な修繕並びに消耗品の在庫管理及び発注等 ・施設の清掃及び廃棄物の適正な処理
7 その他	受託者は、放課後児童支援員になるための認定資格研修において、受講要件を満たす補助員に対して、積極的に受講させること。 受託者は、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、児童対象性暴力等の防止、早期発見及び発生時の適切な対応を図るため、職員への研修、相談及び通報の体制、事案発生時の対応手順その他児童の安全確保に必要な体制を整備し、適切に運用すること。

② 用務員業務

1 業務場所	飯田小学校、宮園小学校、森中学校
2 勤務日	年間 240 日程度
3 休日	土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 学校休業日（8 月 13 日～8 月 15 日） ※ただし、学校長が業務を要するとした日を除く。
4 業務時間	飯田小学校 8 時 15 分 ～ 16 時 00 分で 7 時間程度 宮園小学校 8 時 00 分 ～ 15 時 45 分で 7 時間程度 森中学校 8 時 00 分 ～ 15 時 45 分で 7 時間程度
5 配置基準	飯田小学校 1 名以上 宮園小学校 1 名以上 森中学校 1 名以上
6 業務内容	○校地及び校舎の清掃、整備及び美化に関すること 草取り、木の枝おろし、剪定、ゴミ出し、ゴミ袋の補充、トイレや校舎内外の清掃 ○校地及び校舎の安全管理に関すること 感染予防対応業務の補助 ○施設設備の整備及び営繕に関すること ○校務連絡及び庶務的業務に関すること 教育委員会等への連絡便の運搬、電話対応、接客（湯茶接待等）、文書受付・回付、郵便物の仕分け・投函、金融機関への入出金、通帳の記帳 ○給食の補助に関すること 給食の準備、検食の用意、職員室等で食べる教職員の給食の準備・配膳・片付け、牛乳の個数確認、納品書チェック、ランチルームの換気、温湿度管理 ○その他校長の求める業務 以下の業務については、各学校長の判断により行うものとする。 ・印刷紙、事務用品、日用消耗品及び備品の在庫管理と発注 ・コピー機管理（用紙補給、トナー交換等） ・雑誌、新聞紙、段ボール及び空き封筒の片付けと再利用 ・不燃物の処理 ・植栽管理 ・タオル類（夏季休業時はカーテン、シーツ）、布巾等の洗濯 ・避難訓練時の濡れ雑巾の準備 ・ボランティア対応(受付、給茶、必要な物の準備や片付け) ・電球交換や軽微な修繕

	・会議資料やお便りの印刷、編てつ作業 ・教材教具作成補助 ・入学式や卒業式等の準備手伝い ・動物の飼育（金魚・熱帯魚等） ・凍結防止剤の散布、敷地内道路、歩道、階段等安全確保 ・台風等災害時の復旧作業（被災箇所の修繕・復旧・処理等） ・害虫駆除、獣等追い出し（野良犬、野良猫、鹿、猪、蛇、カラス等） ・その他、学校運営管理に必要となること
7 その他	下記事項は受託者負担とする。 ・教育委員会への校務連絡時の旅費 ・腸内細菌検査費（検便） 月2回実施 ・ノロウイルス検査費（検便）年1回実施 ・被服費（白衣等）

③ 配膳員業務

1 業務場所	飯田小学校、旭が丘中学校、森中学校
2 勤務日	年間 195 日程度（給食実施日の勤務）
3 休日	土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 長期休業期間 ※ただし、学校長が業務を要するとした日を除く。
4 業務時間	10 時 00 分 ～ 14 時 30 分で 4 時間程度
5 配置基準	飯田小学校 1 名以上 旭が丘中学校 1 名以上 森中学校 1 名以上
6 業務内容	○給食配膳準備 湯茶の準備、配送車からコンテナを下ろす作業、消毒作業、牛乳・麺の温度測定、配膳室の温湿度測定、牛乳パック回収作業 ○給食後の片付け 食器等片付け、食缶運搬、清掃・消毒作業、やかん洗浄、布巾洗濯、配膳室の戸締まり ○その他校長の求める業務
7 その他	衛生費用の下記事項は受託者負担とする。 ・腸内細菌検査費（検便） 月 2 回実施 ・ノロウイルス検査費（検便）年 1 回実施 ・被服費（白衣等）

④ 特別支援教育支援員業務

1 業務場所	飯田小学校、宮園小学校、森小学校、森中学校、旭が丘中学校
2 勤務日	学校開設日のうち業務時間の範囲内とする。 ※児童生徒の通学状況により変動する。
3 休日	土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 長期休業期間 ※ただし、学校長が業務を要するとした日を除く。
4 業務時間	8時00分～17時00分の間で6時間程度
5 配置基準	飯田小学校 3人（週30時間勤務×3人） 宮園小学校 3人（週30時間勤務×3人） 森小学校 4人（週30時間勤務×4人） 旭が丘中学校 2人（週30時間勤務×2人） 森中学校 2人（週30時間勤務×2人） ※ただし、上記基準に満たない週勤務時間となる場合、1人工の勤務時間を複数人で分割して配置することも可能とする。 ※学級編成の変更やその他の状況の変化等により、必要に応じて学校間で配置等を変更することも可能とする。
6 業務内容	・特別支援学級に在籍する児童生徒の支援 ・普通学級に在籍する児童生徒の支援 ・別室登校の生徒の支援（中学校） ・その他校長の求める業務 以下の業務については、各学校長の判断により行うものとする。 ○基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助 ・自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。 ・衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところでもできるだけ自分の力で行うよう励ます。 ・授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。 ○発達障害(疑い含む)の児童生徒に対する学習支援 ・教室を飛び出して行く児童生徒に対して安全確保や居場所の確認を行う。 ・読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。 ・書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行う。 ・聞くことに困難を示す児童生徒に対して教員の話を繰り返して聞かせる。

	・学習課題への取り組みでつまづいている児童生徒に対し、課題解決へのヒントを与えるなどの個々への支援を行う。 ・学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行う。 ○学習活動、教室間移動等における介助 ・車いすの児童生徒がいる場合、学習場所の移動に際し、必要に応じて車いすを押したり、乗り降りの介助をする。 ・児童生徒の学習活動の補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。 ○児童生徒の健康・安全確保関係 ・視覚障害のある児童生徒の場合、体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面（特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面）で介助に入り、安全面の確保を行う。 ・教師と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こるような児童生徒を把握する。 ・他者への攻撃や自傷など危険な行動の防止等、安全に配慮する。 ○運動会（体育大会）、学習発表会等の学校行事における介助 ・障害のある(支援を必要とする)児童生徒に対し、運動会での長距離走時に一本のひもをお互いに持ち、同じペースで走りながら進行方向を示したり、学習発表会では舞台の袖に待機し、舞台から落ちないように見守る等、障害に応じた補助を行う。 ○周囲の児童生徒の障害理解促進 ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝える。 ・支援を必要とする児童生徒に適切な接し方をしている児童生徒の様子を見かけたら、その場の状況に応じて賞賛する。 ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動をしてしまう理由などを周囲の児童生徒が理解しやすいように伝える。 ○学校との情報交換 ・業務責任者は学校と定期的に情報交換を実施する。 ○その他各業務に付随する業務 ・対象児童生徒以外の対応等、学級補助及び各業務に付随する簡易な業務を行う。
7 その他	下記事項は受託者負担とする。 ・校外活動引率費

⑤ 通級指導教室支援員業務

1 業務場所	森小学校、宮園小学校、森中学校
2 勤務日	学校開設日のうち業務時間の範囲内とする。 ※児童の通学状況により変動する。
3 休日	土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、 長期休業期間 ※ただし、学校長が業務を要するとした日を除く。
4 業務時間	森小学校 8時00分～17時00分の間で7時間程度 宮園小学校 8時00分～17時00分の間で7時間程度 森中学校 8時00分～17時00分の間で7時間程度
5 配置基準	森小学校 2名 宮園小学校 2名 森中学校 1名 ※ただし、上記業務時間に満たない場合、複数人で分割して配置することも可能とする。
6 業務内容	・通級指導教室に通う児童の支援 ・その他校長の求める業務 ※特別支援教育支援員の業務内容を参照する。
7 その他	

⑥ 図書館アドバイザー業務

1 業務場所	飯田小学校、宮園小学校、森小学校、森中学校、旭が丘中学校
2 勤務日	年間 60 日程度(月 1 回 各学校巡回)
3 休日	土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 学校休業日（8 月 13 日～8 月 15 日）
4 業務時間	8 時 30 分～16 時 30 分のうち 4 時間程度
5 配置基準	1 名以上
6 業務内容	①学校支援 対象校を訪問し、次に掲げる支援を通じて学校図書館機能の充実を図る。 （ア）学校図書館の環境整備に関する支援 （図書登録・廃棄・修繕支援含む） （イ）読書活動の推進に関する支援 （ウ）学校図書館を活用した授業づくりに関する支援 ②森町教育委員会への活動内容の報告 ③その他森町教育委員会が必要と認める業務
7 その他	

⑦ 体育館夜間管理業務

1 業務場所	森町総合体育館（森アリーナ）
2 勤務日	年間 312 日程度
3 休日	・火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「法律」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日 ・12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
4 業務時間	17 時 00 分～22 時 00 分で 5 時間程度
5 配置基準	1 名以上
6 業務内容	・施設貸出業務 ・予約受付業務 ・施設管理業務（消灯、施錠、見回りなど） ・その他利用者対応
7 その他	普通救急救命講習を受講させること

⑧トレーニング室管理業務（昼間・夜間）

1 業務場所	森町総合体育館（森アリーナ）トレーニング室
2 勤務日	年間 312 日程度
3 休日	・火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「法律」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日 ・12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
4 業務時間	昼間： 8 時 30 分～17 時 00 分で 7 時間 45 分程度 夜間：17 時 00 分～22 時 00 分で 5 時間程度
5 配置基準	昼間 1 名以上 夜間 1 名以上
6 業務内容	・利用者の安全管理 ・トレーニング指導 ・トレーニング機器の日常メンテナンス ・利用者の受付、集計業務 ・トレーニング室内の管理 ・その他利用者対応
7 その他	普通救急救命講習を受講させること

⑨ 町営グラウンド管理業務

1 業務場所	森町営グラウンド
2 勤務日	開設日数年間 260 日の内 243 日程度（雨天時等天候により変動有）
3 休日	・12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
4 業務時間	8 時 30 分～16 時 30 分で 7 時間程度
5 配置基準	1 名以上
6 業務内容	・グラウンド施設の管理 （除草、浚渫、グラウンド整備、管理棟・トイレの管理など） ・グラウンド備品の管理 （メンテナンス、修繕、貸出など） ・利用者対応
7 その他	普通救急救命講習を受講させること

⑩ 放課後バス待合・乗車支援業務

1 業務場所	森町立森小学校
2 勤務日	年間 140 日程度
3 休日	・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ・日曜日及び土曜日 ・長期休業期間 ※ただし、学校長が業務を要するとした日を除く。 ・学校行事、放課後子供教室等により放課後支援の必要がない日
4 業務時間	13 時 00 分～16 時 00 分で 2～3 時間程度
5 配置基準	2 名以上（2 名常駐）
6 業務内容	・三倉地区、天方地区のバス通学児童の放課後支援 ・下校バス時刻まで、待合室で児童の補助 ・待合室利用児童の管理 ・バス乗車までの引率、安全管理 ・保護者あての行動確認表通知 ・行動確認表の集計 ・勤務シフト作成・管理
7 その他	